

奈良公園地区整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 奈良公園地区における拠点、施策ごとの基本構想を策定するため、奈良公園地区整備検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 奈良公園地区における構想および計画策定に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) その他知事が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を掌理する。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員会は、委員の半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席者の総意をもって決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じ委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 委員は代理者を出席させることができる。
- 7 委員の任期は、平成23年12月末日までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、奈良公園室において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。